

京都市立総合支援学校高等部入学指導委員会規則を公布する。

平成25年11月15日

京都市教育委員会  
委員長 藤原勝紀

京都市教育委員会規則18号

京都市立総合支援学校高等部入学指導委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例（以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、京都市立総合支援学校高等部入学指導委員会（以下「高等部入学指導委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の資格)

第2条 条例第3条に規定する教育委員会が適当と認める者は、学識経験のある者、校長その他の障害のある生徒の教育に識見を有する者とする。

(委員長及び副委員長)

第3条 高等部入学指導委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、高等部入学指導委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(高等部入学指導委員会の招集及び議事)

第4条 高等部入学指導委員会は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が在任しないときの高等部入学指導委員会は、教育長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 高等部入学指導委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 高等部入学指導委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 高等部入学指導委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第5条 高等部入学指導委員会の庶務は、教育委員会事務局指導部総合育成支援課において

て行う。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、高等部入学指導委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(教育委員会事務局指導部総合育成支援課)